

# 会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和7年度 川西市社会福祉審議会 (第2回)		
事務局 (担当課)	福祉部 地域福祉課		
開催日時	令和8年3月31日(木) 10:00~12:00		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	明石委員 藤田委員 平井委員 武田委員 松浦委員 山口委員 河野委員 篠木委員 前田委員 赤井委員	
	事務局	福祉部 部長 船木 副部長 福丸 地域福祉課 課長 曾我 " 参事官 林 " 主査 坂本 " 主任 木村 障害福祉課 主幹 尾屋 こども未来部 こども支援課 課長 鈴木	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴の不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 協議事項 (1) 川西市における重層的支援体制整備事業について (2) 川西市地域共生型居場所事業について 3. 報告事項 (1) 今後求められる養護老人ホームの機能と役割について (2) 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について (3) 「川西市障がい者プラン2029」の中間見直し及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定について 4. その他		
会議結果	別紙のとおり		

# 審 議 経 過

司 会	<p><u>1. 開会</u></p> <p>&lt;欠席されている委員&gt; 平尾委員、小田委員、織田委員、藤本委員、岡崎委員、山元委員</p> <p>&lt;会議の成立&gt; 当審議会は委員16名で構成、本日10名の出席。半数を超えているため、川西市社会福祉審議会規則第6条第2項に基づき本会は成立。</p> <p>&lt;会議の公開&gt; 川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条に基づき、会議を公開。本日傍聴人は1名。また、会議録を迅速かつ正確に行うため、審議会の様子について録音。</p> <p>&lt;資料確認&gt; 事前送付資料は以下5点。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・レジュメ</li><li>・(資料1) 川西市における重層的支援体制整備事業について</li><li>・(資料2-1) 令和7年度川西市地域共生型居場所事業成果報告書</li><li>・(資料2-2) 川西市地域共生型居場所事業のケース事例</li><li>・(資料3) 今後求められる養護老人ホームの機能と役割について</li><li>・(資料4) 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について</li></ul> <p>机上配布資料は以下4点。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・レジュメ (修正版)</li><li>・(資料5) 「川西市障がい者プラン2029」の中間見直し及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定について</li><li>・委員名簿</li><li>・本日の座席表</li></ul> <p>※レジュメについては、事前送付資料の差し替え</p> <p>&lt;受託事業者の紹介&gt; 協議事項にある重層的支援体制整備事業の受託事業者として、社会福祉協議会の高田事務局長、また、川西地域共生型居場所の受託事業者として、あいまる川西共同事業体の大西氏に出席いただいているため紹介。</p> <p><u>2. 協議事項</u></p> <p>※議事進行を会長にお願い</p>
会 長	<p>皆さんおはようございます。 朝早くからご出席いただきましてありがとうございます。</p>

会 長	<p>それでは早速ですけれども、議事を進めさせていただきたいと思います。次第に従いまして、本日は2つの協議事項と、3つの報告事項が予定されております。それでは、次第2の協議事項の（1）川西市における重層的支援体制整備事業について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料1をお手元のほうにお願いいたします。</p> <p>まず1ページ目、川西市における重層的支援体制整備事業について、事業実施の背景をご説明いたします。</p> <p>皆様ご存じの通り、近年、家族形態の変化や少子高齢化、地域関係の希薄を背景として、世帯単位で複合的な課題を抱える事例が増加しています。「8050問題」は皆様ご存じかと思いますが、これが今や「9060問題」となりつつあるようなところもございます。</p> <p>社会的孤立や、生活困窮と障がい・高齢問題の重複は、従来の分野別制度では十分対応出来ないというケースが散見されているというところでございます。</p> <p>このような中で、我が国では社会福祉法の改正を通じて、「地域共生社会」の実現を基本理念として掲げております。この地域共生社会は、誰もが生きがいや役割を持って、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、丸ごとつながっていきこうという社会であり、これを実装する仕組みというのが「包括的な支援体制」になります。</p> <p>そしてこの包括的な支援体制を整備する1つの手法というのが重層的支援体制整備事業になります。したがって、一番上に地域共生社会の実現という目的があり、それを包括的な支援体制で支える、その包括的な支援体制を構築するための手法が重層的支援体制整備事業というふうにイメージをいただければわかりやすいかなと思います。</p> <p>続きまして、重層的支援体制整備事業と本市の実施体制についてです。本市においては令和6年度からスタートしています。</p> <p>重層的支援体制整備事業の具体的な内容については、資料2ページ目の上の表をご覧ください。</p> <p>まず1点目が包括的相談支援事業です。こちらは属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めるもので、各相談機関においてどんな相談が来たとしても一旦受け止める、そして受け止めた後、適切な相談機関につなぐというものであり、その役割は非常に大きなものになっております。</p> <p>2点目の地域づくり事業ですが、こちらは世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備するものです。具体的には、この後、協議事項の（2）でご紹介いたします川西市地域共生型居場所事業や、地域における居場所づくりや訪問型支え合い活動が地域づくり事業の代表的なものになっております。</p> <p>3点目から5点目の参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事</p>

業、多機関協働事業は、本市では社会福祉協議会に事業委託しております。

参加支援事業は、社会とのつながりをつくるため、本人と地域の受入先とをつなぐという事業になっております。

また、その下のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、社会や地域とつながっていない本人に対し、支援者側から出向いて行って支援につなげるという内容の事業になります。

最後の多機関協働事業は、複雑化・複合化した事例に対応するために、様々な関係機関が集まって会議を行い、役割分担であったり支援の方向性の決定を行うという事業になります。

つづきまして、資料の3ページをご覧ください。

令和7年度の実施状況及び課題について、表をご覧ください。多機関協働事業等実施状況の実施状況を令和6年度と令和7年度で比較したのになります。

表の上から1点目の多機関協働事業の新規相談受付件数や、2点目の参加支援の新規相談受付件数、6点目のプラン作成件数は前年度に比べ減少しています。プラン作成については、作成にあたり本人の同意が必要になりますが、複雑化・複合化した課題を抱えてるケースは、本人の同意が中々とれないケースが多く、プランの作成まで至っていないというのが現状です。

一方で、表の上から4点目の川西支援会議の開催日数については、前年度と同じ水準となっております。これについては、本人がSOSを出さず支援拒否が強いケースが多い中でも、支援者としてそのようなケースに対しても支援介入し課題解決を図っていく、そのために会議を開催し、支援者間での情報共有や支援方針の検討に取り組んでいるところです。

また、表には含まれておりませんが、市と社会福祉協議会で、毎月相談支援包括化推進員連絡会議を開催し、複雑化・複合化したケースや支援が届いてないケースの洗い出しや、支援機関の連携の在り方等について協議しております。

次に資料の4ページをご覧ください。

2. 地域づくり事業の実施状況についてですが、地区福祉委員会をはじめとした住民主体の地域活動において、居場所事業であったりとか、訪問型助け合いなどの地域活動が新たに立ち上がっています。

また、NPO法人への委託により共生型居場所づくり事業を実施しております。後程詳しくご説明しますので、ここでは詳細な説明は割愛をさせていただきます。

3. まとめとしまして、包括的相談支援事業について、福祉部局以外も含めた組織全体での包括的な支援体制の理解や、断らない相談支援などの意識づけをより一層進めていかなければならないと考えております。

また、どのような相談であっても、どこかの窓口相談すれば一旦そこで受けとめるということをも市民に対しても周知していく必要があると考えて

<p>社会福祉協議会</p>	<p>おります。</p> <p>さらには、支援が必要な方が住み慣れた地域でずっと暮らし続けていくためには、地域との協働は不可欠になるため、支援機関や地域との連携強化に努める必要があると考えております。</p> <p>次に資料の5ページをご覧ください。</p> <p>令和7年度に多機関協働事業で対応した具体的な事例について、2つほど挙げさせていただきます。</p> <p>1つ目は障がいのある高齢女性で、精神疾患があり意思疎通は困難、また、支援介入拒否が非常に強い方で、家の中はごみ屋敷にはなっているというケースです。</p> <p>ライフラインが停止している状況でも支援介入拒否が強く、なかなか具体的な支援に繋がらなかったという状況でした。</p> <p>ただ、地域包括支援センターが毎日訪問し安否確認を行い、支援介入のタイミングを計る中で、資料では支援の方向性として養護老人ホーム満寿荘への入所を勧めると記載しておりますが、結果的にはその後、救急搬送から特別養護老人ホームへの措置入所に至りました。現在は疎遠になっていた親戚の方とつながり、成年後見制度の申立てを進めているという状況でございます。</p> <p>2つ目は、母と子6人の生活保護受給世帯で、母にも子にも何らかの障がいがあって、不登校の問題もあるというケースです。</p> <p>最初は3男が通う特別支援学校から社協に相談があり、3男の進路について本人の希望通りにいっていないのではないかとということから、多機関協働による支援を進めたケースです。</p> <p>資料の6ページをお開きください。</p> <p>川西支援会議を開催し、情報共有を行う中で、母が子どもたちの世話をしていないのではないかとというネグレクトの問題や、上の子が下の子の世話をしているのではないかとというヤングケアラーの問題の可能性が見えてきたため、課題を世帯全体で見立てる必要があり、今後も各機関で情報共有をしながら支援を進めていくこととなりました。</p> <p>私からの説明は以上ですが、このケース対応等から見えてきた現状や課題について、受託事業者である社会福祉協議会からご説明いただければと思います。</p> <p>失礼いたします。社会福祉協議会でございます。</p> <p>今、事務局からありましたように、社会福祉協議会が受託し事業を実施しているわけですが、令和6年度、7年度の取組みの中で気づいたことが数点あります。</p> <p>まず1点目です。</p> <p>課題を抱えている世帯、個人だけではなく世帯というのが大きいのです</p>
----------------	--

が、その世帯の中に障がいというキーワードがかなりの部分で大きく出てきます。

障がいの認定を受けている、いわゆる手帳を交付されている方もおられれば、手帳は交付されてはいませんが、生活するのに生きづらさを抱えるような特性をお持ちの方もいらっしゃいます。

2点目は、予防という観点で考えるとすれば、早期に発見をし、その気になる世帯に対し、早期に介入することがいかに大切かということを感じています。

例えば、家にひきこもって20年、でもその本人は、実は小学校中学校のときにも課題があった。さらに、ご家族の方にも何かしら支援をしなければならぬ課題が実はあったけれども、中々その家族の支援までできなかったことで、子どもが結局学校に行きづらくなり、必要な支援を受けられず、義務教育である中学校卒業したけれども進路未決定者となり、結果的に、どなたからも気づかれずに、20年たってしまったというようなことです。

よって、予防という観点ではいかに早期に気づき、それを今の多機関協働のような仕組みの中に入れていくかということが大事だと思います。

3点目ですが、多機関協働ですので、様々な機関がその世帯に対してかわりを持ち、一同に会して、その世帯の支援方針や課題について話し合うこととなりますが、目標としての到達点が合わないことが多いです。

例えば、親に障がい等の課題がある世帯で、学齢期である子が、その親の支援をしている、いわゆるヤングケアラー状態。中学2年生だけど、このままで行きたいと思っている進路に進めず、諦めて働きに出る、もしくは介護ばかりをするというような生活に陥るのではないかという世帯がありました。

到達点として、高校進学を本人が求めるのであれば、高校進学を達成しようという機関があり、また他の機関に関しては、ヤングケアラーの状況であるこの状況自体を改善しなければならないという到達性を置くところもありました。

そうすると、結果的に、高校進学が出来た時点で、高校進学を目標到達点に考えた機関は、おのずと支援から離れていったりします。

そうではなく、このヤングケアラー状態をもっと改善し、本人が高校を卒業した後に、進学するのか、または資格を取得するのか、働きに出るのか、本人の希望によって将来を選択できるようにするところまでが支援ではないだろうと考えるのですが、我々の機関は進学させることが目標だったので、ここで支援から離れますというような機関も実際にあります。

今申しあげましたように、個人によっても差はありますが障がいというキーワードが大きく出てくること、そして早期発見、早期対応をすること、さらに、各機関が寄って話し合いをするときに設定する目標到達点というものを必ず共有すること、この3点が非常に大事であるということ、この2年

	<p>間で実感しております。以上です。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。 事務局と社会福祉協議会の説明がございました。 これについて、ご意見やご質問ございましたらお願いいたします。 あまり聞きなれない言葉もたくさん出ていましたが、わかりやすく説明していただいて、具体的な事例も紹介をいただいたので、ご理解しやすいかなと思います。 「重層的」という言葉や、「属性や世代を問わず」の「属性」という言葉、「支援会議」など、いろいろな用語が出てきましたが、そんなことでも結構ですので、ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>様々な取組みありがとうございます。 令和6年度と令和7年度、多機関協働事業の受付件数が半減しています。また、参加支援事業も2件だったのが0になっていますが、この辺について、何か理由があるのでしょうか。問題が年々解決されているから件数が減っているのか、それとも、相談者の方がなかなか相談に来れないというのが原因なのか、その辺はどう分析されてますでしょうか。</p>
事務局	<p>資料でも書かせていただいておりますが、重層的支援体制整備事業がスタートして、各相談機関で受け止めるということができるようになってきているのかなということは1つ考えてはおります。 その一方で、やはり支援機関もメンバーの入れ替わりであったり、本人がSOSを出さないケースを見落としていないかどうかはゼロだとは言いきれないため、その辺りについては、今後取組を進めていくにあたって、しっかり見ていく必要があると考えております。</p>
委 員	<p>ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。 そういった中々相談出来ない方に対して、このアウトリーチ支援でアプローチされていると思いますが、これは受付した件数というのが2件ということですね。 ということは、受付に至らなかったアウトリーチのアプローチっていうのもあるということでしょうか。</p>
事務局	<p>ここに挙げるとなると、こちらからのアクションを受入れていただく必要があります。 実際に地域福祉課では生活困窮の相談窓口も持っておりますが、その中で、例えば親から相談があったときに、行ってみたら実はひきこもりの兄弟がいたとか、ひきこもりの息子、娘がいたということが多分にありまして、そ</p>

<p>会 長</p>	<p>の親は何とか支援につなげることができても、実際にそのひきこもりの本人にアプローチをすると、非常に長い日数がかかります</p> <p>私自身が経験した中では、本人と関係性ができるようになるのに10年かかったりというようなケースもございます。ですので、本人へのアプローチができるケースは、頑張ってはいますが中々というのが現状です。</p> <p>基本的にこの重層的体制整備支援事業は、1つの機関でなかなか解決出来ない非常に困難ケース、いろんな機関がかかわらなければいけないような非常にハードなケースに限るということです。その他のケースについてはアウトリーチがたくさんされていると思いますが、この事業に限っては2件ということですね。</p> <p>ですから、元々の地域福祉や社会福祉の相談は既に行われていますが、それでも解決が出来ない、1つの機関では中々解決が困難であるという非常にハードなケースについてこの事業が行われており、その中での総件数ということですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>重層的支援体制整備事業というのが、中々イメージがつきにくいのですが、私の理解では、今まではそれぞれの機関が縦割りで支援をしがちであった。</p> <p>市役所のほうも担当課で対応しがちだったものを横割りにしていこうという、丸ごとという言葉も使われていますが、そういうふうに、縦割りを横割りにしていこうというのが1つの視点かなと思います。</p> <p>そのためには多機関が協働していかなければならないし、相談を待つのではなく、こちらから出向いていくアウトリーチも含まれているということで、全く新しい事業ではなくて、今までの事業を上手く組み替えるというのが重層的支援体制整備事業です。</p> <p>ケーキでミルフィーユがありますが、いろんな機関がこう重なっているという、私は重層的支援体制整備事業はミルフィーユだというふうに思います。</p> <p>重層的な事業じゃなくて、重層的に体制を整備する事業ということです。</p> <p>要するに、例えば横割りにしましょうということですから、資料の2ページの図を見ていただくと、この多機関協働事業ということで、福祉部や相談支援包括化推進員という市役所の様々な課が1つに集まって、物事を解決していこうという、そのような仕組みなのかなと思います。</p> <p>よって、皆様のご意見や、日頃地域で活動されている中で思うことなど、いろいろご意見いただければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料3ページの令和7年度の川西まるごと支援会議の回数が減っているとのことですが、横との繋がりを大事にするっていうことであれば、例えば、</p>

	<p>市役所や社協など、違う分野の方々が集まって話し合いをしているのであれば、それはこの表の数字には入らないのかなと思いました。</p> <p>実際に、私の隣の地区の民生委員に相談に来られたケースで、父は85歳ぐらい、そして障がいのある娘がいて作業所に行っており、そして、引きこもりの妹が家にいるという世帯がありました。その障がいのある方から、民生委員に相談したいという連絡が1度あったのですが、その後すぐもう結構ですという連絡がありました。</p> <p>後日、他の家を訪問するときに、その世帯の家にパトカーが来ていたことを知り、それがきっかけで、やはり1度行ってみようかと考え、その地区の民生委員と私2人で行きました。</p> <p>引きこもりの方は出て来ませんでしたが、父は身体が悪いことが分かりました。また、パトカーを呼んだ理由も、家族で喧嘩したことが理由だと分かりました。引きこもりの方は、家の中では食事の際は部屋から出てくるとのことでした。</p> <p>そういう話を聞いて、社協へ相談したところ、地域担当職員が知っていた世帯であったため、地域担当職員を中心に、定期的に訪問してくれることになりました。</p> <p>また、市と社協がそのような複合的な課題を抱えた世帯に対する支援のため、定期的に情報交換しているということも聞いています。</p> <p>ですので、この資料の数字にはあらわれていませんが、そういった複合化した課題を抱える世帯に対し、従来の自分の分野だけで対応するところから、包括的に相談を受けとめる意識に変わっていった部分もあるのではないかと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>数字にはあらわれない部分もあるという重要なご指摘をしていただきありがとうございます。</p> <p>通常社協でも市役所でも、まったくの縦割りではなく、様々な調整をしながら対応されていると思います。</p> <p>例えば資料5ページの事例で、川西支援会議というものがあるように、重層的な対応が必要なケースとして会議を持たれるわけですが、どんなケースが通常に対応でされ、どんなケースがこの重層的体制整備支援事業として会議に上がってくるのか、その辺の境界線についてご説明いただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の委員の事例でいきますと、おそらく市と社協で定期的に情報共有をしているというのは、資料3ページの1番下から3行目、毎月相談支援包括化推進員連絡会議をやっているとありますが、これに該当するのかなと思います。</p> <p>資料3ページの表の中の上から4つの川西支援会議ですが、こちらは支援者のみでおこなう会議で、その下の川西まるごと支援会議は本人から支援の</p>

	<p>同意を得たケースについておこなう会議になります。</p> <p>私の先程の説明の中で、支援介入拒否が強くて中々本人の同意が取れないということがあったかと思いますが、川西まるごと支援会議が中々開催できていないというのは、そういった理由になります。</p> <p>重層的支援の会議に上がってくるとこないとの違いは何かというご質問ですが、平たく言えば、公的なサービスや様々な社会資源の狭間に落ちてしまって支援に結びついていないケースということになります。</p> <p>例えば資料5ページのケース1で、障がいの高齢女性と書いてあれば、障害福祉課と地域包括支援センターで支援できるのではないかと話ではありますが、この方は要介護認定をとっておられない、また、障がいのほうも明らかに支援者から見て精神疾患があると分かっても、実際に通院も途絶えていて、その方に適切な支援が一体何なのかが分からない。そのような状況の中で、支援機関がどう役割分担をして、どこまで自分たちの支援の幅を広げてやっていくかということを考えなければいけないので、そういったケースが重層的支援の会議に上がってくると考えていただければ結構かなと思います。</p> <p>ご質問のケースが具体的に川西支援会議まで上がってきているのか把握はしていないところですが、今のお話であれば、例えば父は身体が悪く介護認定を持っている、障がいお持ちの方は何らかのサービスに繋がっているというような状況であれば、高齢と障がいの支援者の間で、この世帯が楽になるように、こういうサービスを入れていこうという趣旨の話し合いの場が持たれたのではないかなと思います。</p> <p>ただ、引きこもりの家族については、まだまだどのような支援プランが必要なのかが分からないという点はあると思いますので、引き続き、家族への連絡等を踏まえながら、こういった形でその引きこもりの方にアプローチしていくかを検討していく、そこは今後の課題になっていくのかなと考えます。</p>
委員	<p>例えば資料5ページの川西支援会議で、多くの機関が書かれています。これは、このケースにかかわった全ての機関が書かれているものと思いますが、時にはこの機関のうち4つぐらいが集まったり、2つぐらいが集まったり、時には機関間で電話相談したりということもあると考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>川西市支援会議の参加機関ですが、基本的には包括化推進員を置いている市の担当課と社会福祉協議会は全て参加し、それにプラス、そのケースに関係ある支援機関が参加するというふうに考えていただければ結構です。</p> <p>よって、ケース1であれば、地域福祉課、障害福祉課、介護保険課、生活支援課、こども若者相談センター、社会福祉協議会までが包括化推進員を配</p>

	置している機関、それ以外の地域包括支援センターや養護老人ホーム満寿荘は、このケースの支援に必要だろうということで参加いただいた機関というふうにご理解いただければ結構です。
会 長	基本メンバーがいて、時には必要に応じて関係する機関も参加をするというそんな仕組みだということです。
委 員	基本的には、全ての機関が会議で集まるという時があれば、状況によっては、いくつかの機関が連絡調整しながら動くという時もあると理解すればよろしいでしょうか。
事務局	仰るとおりです。
委 員	それであれば、もっと件数がありそうな気がします、どうなのでしょう。
事務局	この川西支援会議に上がるまでに、様々な支援機関が連絡調整をしているかと思いますが、その数をカウントしていくともものすごい数になると思います。 ただ、実際に重層的支援の会議を開催した数だけをここでは挙げてるので、この件数になっているというものになります。
会 長	ありがとうございます。委員のご質問により、この重層的支援体制整備事業の実装といいますか、実際どんなふうに進んでいるのかということが少し見えてきた気がします。 日頃地域で活動されているので、そのような視点でご質問いただいたのかと思います。ありがとうございました。
事務局	副会長から事前にこの議題についてコメントをいただいておりますので、ご紹介をさせていただければと思います。 重層的支援体制整備事業は実装展開の時期に入ってきている。 独居高齢者の問題など、地域とつながっていないと課題のある対象者を見つけられない。相談、参加支援、地域づくりの一体的実施により、なるべく大変な状態になる前に地域でつながることが重要である。 ただし、地域も高齢化しており、担い手がない。 担い手を増やしていかなければならないが、今まで関わってこなかった人たち、無関心層を動かすのは中々難しい。 地域のために何かしたいという気持ちはあるけれど、何をしたらよいか

<p>会 長</p>	<p>からないという人をどうやってひっかけるかがポイントである。</p> <p>例えば西宮市では、共創プラザという事業を実施している。</p> <p>地域活動に関わる様々な人がつながる場であり、今までつながっていなかった者同士が出会うと相乗効果が生まれる。地域づくりの10年先を見据えた種まきである。</p> <p>また、地域づくりは社協の役割が非常に重要。市と社協とで連携しながら動いていかないといけない。</p> <p>以上のコメントをいただいております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これは先ほどの社会福祉協議会の説明と一部重なる部分もありました。</p> <p>対象者を早期発見することは大事であるが、日頃から地域でつながっていないと、それが中々出来ない。大変な状態になる前に、地域でつながっていくことは非常に重要であるということでした。</p> <p>それから、地域のために何をしたいかという気持ちはあるけれども、その人たちをどう引っ張っていくかが重要ということです。</p> <p>これは私の意見ですが、今までは社協や自治会、PTAなど、既存の団体が地域を支えてきましたが、それに加わらないけれども、例えば日曜日だったら手伝いができるとか、家であればできるとか、あるいは会場の整備であれば手伝えるなど、緩やかな参加の仕方が今求められてるのではないかと思います。</p> <p>そういった意味では、社協を中心に、そのような緩やかな参加ができるような仕組みをを作ることが重要かと思います。自治会に入っていないから自治会の活動に参加できないという極端な地域もありますが、そうではなく、自治会の加入率が今40%を切ってるところが多くあり、今後も右肩下がりになっていく状況を考えると、自治会を中心にした展開というのは非常に限界があるわけなので、もっと多様な参加の仕方をやっていく必要があるのではないかなと私は常々思っています。</p> <p>その例として、役員のないPTAが出来てきたりだとか、あるいは豊中市では、自治会を中心にしながらも、ビラを配ってこの事業をやりますが参加してくれませんかとか声をかけると、ワッとその時集まってくるようなことも実際に行われています。</p> <p>そのような、社協やNPO法人が中心となって、団体には加入してないけれども、地域のいろいろなことに参加をする、インターネットで寄付を募るクラウドファンディングもその一例だと考えます。そのような1つの方向性もあるのではないかなというふうに私は思います。</p> <p>副会長のコメントで、西宮市では共創プラザを実施をして、つながる場をつくっておられるとのことでした。川西市も参考にしてくださいというメッセージであったかと思えます。</p>
------------	---

会 長	<p>それでは次の議題に進ませていただきます。</p> <p>(2) 川西市地域共生型居場所事業について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>こちらの議題につきましては、受託事業者のあいまる川西共同事業体に本日お越しいただいてますので、そちらの方からご説明をさせていただきます。</p>
あいまる川西共同事業体	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>資料に入っていく前に1つだけ、この事業が何をする事業なのかが分かりにくい部分もあるかと思しますので、国の資料を踏まえながらお話しさせていただきます。</p> <p>地域共生社会を目指し各事業を実施していく中、この地域づくり事業は、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させない予防的対処、地域資源を最大活用した連携の仕組みづくりなどに資するように、新たな孤独を生まないように、地域のつながりを適切に確保していく事業として、厚生労働省からの通知に基づき、各自治体で取組を進めているものになります。</p> <p>昨年ご報告させていただきましたが、この1年間の経緯をお話しさせていただきます。資料2-1に移ります。</p> <p>まず事業概要です。改めてご説明させていただくと、大きく5団体で共同事業体という形を組んで、大体月15回程度居場所を実施しています。</p> <p>具体的内容が、ひきこもり支援、子育て支援、若者支援、こども食堂、発達支援というところで、それぞれの場所で居場所をつくることによって、アクセスのしやすい場所に来ていただいたりだとか、1つの団体だけでは届かないところにリーチしていくということになっています。</p> <p>事業の1つ大きな特徴として、受け付けを通さないということがあります。一般的には福祉の事業は申請主義に基づく、例えば私は障がいがあるからこのサービスを使う、高齢だからこのサービスを使うというものですが、それに対して、この事業は誰でも受入れるというのを条件としているので、例えば入口でひきこもり支援のところに、すごく元気な若者が来たとしても受入れをしますし、また子育て支援の分野においても、高齢者の方が何かお手伝いをしたいんだ、自分の居場所を探してるんだという方が来られても、受入れをするという形で事業を展開しております。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>実績については、1月までの数字で恐縮ですが、年間を通じて大体1,200人程度の参加人数になっています。延べで平均すると大体100人以上ぐらい</p>

になってと思います。実施回数が先ほど述べたように、月 15 回程度なので 1 月までで合計 117 回となっております。

定量評価としては、共生型という名の通り多様な方に来ていただいております、0 歳から 80 代まで幅広い年齢の方に来ていただいております。

そこから、黄色信号の人をなるべくキャッチアップできるようにという目的で始まった事業なので、支援者から見たらこの人困っているのかな、困り感があるのかな、もしくは誰にも言えない話があるのかなという話が出てきたときに、個別で話を聞くようにしたりだとか、同行支援をしています。それが大体毎月一定の件数あり、年間で 50 件以上ぐらいになってきます。

また、先ほど述べた多拠点展開ということで、北部、南部、中部、各所に分かれて少しずつ出来たらなというところで取り組んでおります。

次のページをご覧ください。

定性評価について、1 つ目は支援の狭間へのアプローチというところで、先程の繰り返しになりますが、受け付けを通さないというところで、自分の困り感が明確ではない、もしくは表出しにくいといった方でも、まずは使っていただくこと、来ていただくことができるというところが大きな特徴かと思っています。声届がきにくいところは、オンラインや夜間の居場所等を実施しております。そこから深刻な話になっていった場合は、専門機関につないでいくという流れになっております。

受け付けを通さないところにも関連するところになりますが、入口で支援者と要支援者というふうに分かれにくい構造になるので、支援される側にとどまらず、私も手伝いますであったりだとか、ボランティアに繋がっていきやすいことも特徴かなと思います。

実際に私も居場所のお手伝いしますよという形で、運営者が少しずつ変わっていくような形になっていけたらなと思っています。

そういったことから、ページの下部に書いてあるように、「制度」と「生活」の隙間を埋めるような活動になっていたり、その中に出てくる困り事に対して伴走型で寄り添っていけたらというところで展開をしております。

次のページをご覧ください。

多様な広報です。1 年程前、この取組についてお話をさせていただいた中で、やはり広く知っていただくのが大事じゃないかなというご意見をいただいたので、いくつか広報をしております。

1 つは市報です。毎月の市の広報誌「m i l i f e」の方に載せていただきました。それと別に団体ホームページを作って設置しております。

また、実際にこういった取組が事例としてどうなのかっていうところを、客観的指標をいただくために、国土交通省と内閣府のほうで調査をしていただいて、今調査結果をまとめていただいているところであります。

内閣府からは、孤立・孤独対策に資する 1 つの良い事例じゃないかというお話をいただいております、取材いただいたのは全国で子育て広場を実

施している代表の方からコメントをいただいております。

次のページをご覧ください。

ホームページです。お手元のQRコードを読み取っていただくと、見ていただけるようになっております。もともとは支援者のネットワークをつくらうというところから始まった取組でもあるので、入口はまず支援者同士のつながりを作る定例会のページがあって、そこから実際につながっている団体と、あとはボランティアを含む個人を載せたつながりというページがあり、今10団体個人ぐらい登録いただいております。また、今回の居場所事業のページであったりだとか、実績報告を載せたページになっています。

ここまで説明しましたが、事例もあったほうが分かりやすいと思いますので、資料2-2に移りまして、具体的な事例を2つほど挙げております。

1つ目がBさんです。学生の方ですが、いわゆる黄色信号というのはどんな人なのか、その人に対してこの事業があることがどんなふうに良いのかということをもとめた資料になっています。

もともとBさんは1つの居場所に来られている方でしたが、SOSとして1つはオーバードーズです。薬物の過剰摂取を繰り返すなど、極めて精神的に不安定な状態というところに加えて、母子家庭で母親との関係が近いがゆえに、かなり危うくなっていたというところがあります。実際に警察に呼ばれるということも何度かありました。

こういったケースについて、専門的介入という話もありますが、それをすると、どうしても母子分離になったり、親子の関係が崩れてしまう、もしくは入院までいかないといけなくなるといった大事になっていきます。Bさんもそれは望んでいない。母親とは仲良く暮らせるなら暮らしていきたいし、でも近すぎるとしんどくなる、だから私は普段過ごせる息をつける場所があるといいんだという話です。

居場所事業としては、まずは気軽に来てもらえるような場所を作ったりだとか、ボランティアをしていただいて、自分にはできないんじゃないかという話もされていましたが、実際に子育てのボランティアに関わっていただいて、自分より年下の子どもたちに対して、自分ができるところをしてみようことによって、自己肯定感を高めていただいたりだとか、自信をつけていただいたというところになっています。

もう1つがAさん。これはご家族がいる母親の事例です。

この母親は意図していなかったんですが、全居場所に来られています。というのが、この事業はあまり事業者がつながっていることを表には出していません。なぜかというところ、つながっていると分かったら、自分の情報が流されるんじゃないかというところもあって、1つの場所に行っていたのがどこにも行かなくなることが想定されるので、裏側で支援者はつながっている形にしています。本人にいろんな情報を聞いて、各居場所を回っていただき、各事業者の話し合いの場で黄色信号の話を上げていくと同一人物であることが

分かりました。

例えば、子どもの子育ての問題、発達障がいの疑いがあるのではという話が出てきたり、本人にガンがあり心身状態が不安定なのではないかって話が出てきました。また、親の介護の問題、本人の体調があまり思わしくない状況で対応が必要ではないかという話が出てきました。そういった話を各所で聞き取ることが出来て、これも見守りの目が強いですが、深く介入してしまうと、夫との関係もあまり良くなく、離縁しようという話になってしまうので、そうではなく、夫との距離感をあげながら、とはいえ家庭を安定させるために、いろいろな社会資源を使っていただいて、頼れるところは頼っていきましょうという話をさせていただいています。

1年半程前からこの方々は色々な居場所に来ていただいて、現在はすごく関係性が良くなっているみたいで、夫との距離もほどほどにとりながら、心身も安定しながら、夫婦関係も、以前に比べると少し距離感を開けるようになり安定してきたかなという話をしています。

こういったいくつかの居場所があることによって、介入をしていくという形をとっています。そういった内容をBさん、Aさんと事例のほうで説明させていただきました。

資料2-1に戻りまして、最終ページをご覧ください。

冒頭、国の事業で示しているところをお話したんですが、この事業として結局何を目指していくのか、どうなっていけばいいのかというところで、ご存じの方もおられるかもしれないですが、こういった福祉事業を事業化するときにはロジックモデルというのを立てることがあります。

具体的にどんな活動をしていて、どんな資源があって、そこに対してどんな変化が起きていくのか、それが結局どうなったらいいいのか、そのようなところを図示したものです。

お時間あれば1つずつと思いましたが、時間がなくなってしまうので、こういった形で、1つずつ、これまでの取組が成果に結びついているのか、それは対象者にとって何がいいのか。反対に、対象者に捕捉出来ていないのであれば、それは何が足りていないのか、というところを客観的に見ていくといったものになります。先月から大阪大学の客員教授にも入っていただき評価をしていただいています、客観的に見ていただいているということになっています。

最後に、右下に書いておりますが、この事業通じて改めて思ったのが、先ほど見守りの話にもつながりますが、どうしても福祉は往々にして申請主義という背景から、あなたしんどいですよねと時には言わないといけないこともあります、そうではない人もいて、必要以上に参加者を問題のある人と捉えないということが大事かと思えます。

2つ目ですが、気がついたら悩みを吐露していたというのが理想かと思っています。深刻な話を改めてするというのはかなり大変な話になってくるの

	<p>で、時には必要だと思いますが、やはり普段の日常の中で相談できる人がいるというのは大事かと思うので、そのような取組にしていけたらと思っています。以上になります。</p> <p>会長      ただ今の議題について、説明は以上でございますが、ご質問やご意見ございますでしょうか。</p> <p>            受け付けを通さないというのが1つ特徴的な事業ですね。</p> <p>            福祉の場面で、申請しない、受け付けをしないという活動もあるんですね。</p> <p>            例えば、民生委員の活動は、受け付けをしたり申請もしないけれども、こちらから尋ねて相談を受けるとか。それから福祉とは少し離れますが、昔から保健師は受け付けも申請をしないけれども訪問するとか、そういう活動も行われています。こういう活動の受け付けをしない、申請をしないというところが特徴的なのかなと思います。</p> <p>            それから説明の中で、緩やかなという言葉がいくつか使われていますが、そういった緩やかな対応、これは先ほど私がお話した緩やかな参加という、支援の参加もそうですけれども、緩やかにつながっていくということも1つの大きな特徴かなと思います。</p> <p>            それから資料の2-1の最後のロジックモデルですが、福祉にはなかなか見えない言葉が見えます。アウトプットはよく使われます。講演会を開催したら100人参加しました、200人参加しましたというのがアウトプットです。それに対し、参加した結果、どんなふうにその人に効果があったのかというのがアウトカムという考え方です。そのアウトカムも、直接アウトカムと中間アウトカムと最終アウトカムという、最終的にどういう効果があったのかということまでを想定をして事業されているというところかなと思いました。</p> <p>            あいまる川西でひきこもり支援を実施し、150人に支援をしましたという、今まではそういう報告でしたが、その結果どうなったか、その先を見つめて、分析をなされるという点は、科学的な見方をされているかなと思います。</p> <p>            よく言われますが、「高齢者で孤立をされているので心配だから見に行きたい」と言われたら、「俺はそんな心配してもらわなくてもいい」というふうに言われることがあります。一方で、「いえ、あなたのお力を借りたいんです」とか、「知恵を貸して欲しいんです」と言われると、「そうか、行ってやろうか」というふうになることがあります。</p> <p>            そのように、支援される側と見られるというのは非常に本人にとって辛いことでもあったりするため、それをできるだけ避けるようにされていて、支援も必要だけれども、支援する側でもあるというような、本人の自尊心を尊重した動きをされているかなと私は感じました。</p> <p>委員      これの前段階の活動に私も参加させていただいておりました。</p>
--	--

<p>委 員</p>	<p>事業として大きくなってからは参加をしてないので、今期は是非とも私もあいまるの方に参加させていただきたいなと思います。</p> <p>直接アウトカムや中間アウトカムなど、効果を整理されているというところでいうと、スーパーゴールが目標としてきちんとあって、その効果をきっちり導き出しているというところで、阪大の方も入って客観的に見ながら進めているので、すごく良い取組だなと改めて思いました。</p> <p>子ども食堂やフードパントリーなどの活動も実施しているので、食糧支援というのも入れてもいいんじゃないかなと思いました。</p> <p>私のNPOセンターでは、そういう食料を集めて渡す、そのときに生活困窮等の相談を受けて、そこにつながるという活動をやっているなので、この中にそういった食糧支援というのも1つ加えるのもありなのかなと思いました。</p>
<p>会 長</p>	<p>現在、子ども食堂がたくさん出来てきています。</p> <p>当初は食事を確保するというのが目的でしたが、中にはその子ども食堂で学習支援、宿題を見てあげたり、大学生が小学生に宿題を見てあげることによって仲良くなってという効果もあります。あるいは、外国籍の子どもで、母親が日本語が分からないという家の困り事をポツポツと話すようになることもあります。</p> <p>先程の話にもありましたけれども、わざわざ相談ということではないんですが、何かふとしたことに、子どもが漏らす言葉に注目をして、その子どもが抱えている課題に対してアプローチをしていくということも行われています。そういった緩やかな、何でもないような話の中で困り事をキャッチをしていくということも必要なのかなと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>あいまる川西は本当に専門機関や様々な団体さんが集まって活動をされていると思いますが、地区福祉委員会の中でも、そこまで専門的ではないですが、高齢者の居場所、子どもの居場所、障がい者の居場所など、同じような活動をしています。おっしゃるように、申込をした人しか来れないというものではなく、地域の住民全ての方に対し、いつでもこの居場所にどうぞという形でやっているものだと思います。</p> <p>そこに来てもらって、そこで地域の方、福祉委員がお互いに気付いていくという、もしかしたらというその黄色信号の察知というものを、地域の方も含めて福祉委員がやっていっているのではないかと思います。</p> <p>それがあいまる川西のように、より専門的な形のものがもっと地域にあれば良いとは思いますが、地域でしか出来ないこともあると思います。</p> <p>困っている方はたくさんいるのですが、それを探しに行くのが私たちの活動ではなく、居場所を広げて来ていただいた中で、私たちが黄色信号を察知していくことしか今できていないところはあります。</p> <p>しかし、ご近所の方や地域住民で気になる方について、1番察知ができる</p>

	<p>のは福祉委員をはじめとした地域、ご近所だと思います。</p> <p>よって、地区福祉として、そういう方々にアプローチしながら、何か困ったことがあったら教えてねという形をとるのが良いと思います。</p> <p>おっしゃったように、あまり相談ということで行くと、地域だからこそ相談しづらいということもあるので、一応相談窓口という部門もありますが、色々な広場、カフェなどを広げて、別にそれほど心配事がなくても、いつでも来て良いよっていう活動を続けていくことが大切だと思います。</p>
会 長	<p>地域ならではの活動や地域ならではの気付き、地域の中での見守りとか、そういう黄色信号をいかに察知するかという点については、地域だからできることもあるというご報告でした。ありがとうございます。</p>
会 長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>では次第3の報告事項に移りたいと思います。</p> <p>(1) 今後求められる情報老人ホームの機能と役割について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料3をお手元をお願いいたします。</p> <p>今後求められる養護老人ホーム機能と役割について、行き場のないひとり暮らし高齢者の実態と支援についてということで、ここからの報告事項につきましては、現在市のほうで進めております事業の報告ということで説明させていただきます。</p> <p>まず(1) 養護老人ホームとはということですが、あまり聞きなじみのない方もいらっしゃるかと思いますが、四角囲いに記載の通り、老人福祉法第20条の4に規定された老人福祉施設でございます。65歳以上で身体・精神に障がいがある人、また環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難な人が入居する行政の措置施設ということで定義づけられております。</p> <p>続きまして(2) 養護老人ホームのニーズということで、1点目は高齢者虐待による緊急避難ですが、ご家族等との分離が必要な場合にご利用いただいております。</p> <p>2点目の心身の衰えによる在宅生活困難は、金銭管理であったりとか、火の元、ごみ屋敷の問題、栄養管理が自身で出来ないという場合にご利用いただいております。</p> <p>3点目、要介護状態や認知症や障がい、精神疾患等への対応は、これらにより在宅生活が難しい方についてご利用いただいているというところです。</p> <p>最後に低収入単身高齢者の増ですが、2025年問題で昨年、団塊世代が後期高齢の年齢に入り、今度は新たに2040年問題というものがあるのが将来的にございまして、団塊ジュニア世代が高齢者年齢に突入をしていき、高齢者人口がピークに達します。</p>

事務局	<p>ちょうど団塊ジュニア世代といいますと、就職氷河期世代も重なりますので、低収入の方が多くことから、無年金や低年金である可能性が高い。こういったニーズも今後考えられるということでございます。</p> <p>続きまして（３）本市の養護老人ホーム満寿荘について、運営形態は指定管理で運営しております。指定管理者は川西市社会福祉協議会です。</p> <p>建物のほうは、昭和 60 年に建築しまして、もう築 40 年経過します。入所定員は 50 人で、所在地は湯山台 2 丁目ということで、バスの便でしか行けないというところにあります。</p> <p>資料の裏面をご覧ください。（４）本市の養護老人ホーム満寿荘の状況でございます。</p> <p>①入所者数の推移ですが、令和元年度、在籍数 39 人いたのが、令和 6 年度には 3 分の 1 に減っている状況でございます。</p> <p>入所者数も令和元年で 6 名いたのが、令和 2 年度以降は 1 人から 3 人という状況です。</p> <p>一方で、退所者数は増えておりまして、令和 6 年度には 12 人の方が退所されております。</p> <p>短期入所の利用者数は、1 名から 5 名の間ということで、あまりご利用はされていないという状況でございます。</p> <p>この背景ですが、令和 2 年度以降コロナの時期に入っていきますので、このときに施設内で小さなクラスターが断続的に発生し、入所制限をかけたことで入所者数が伸び悩んだという要因がございます。</p> <p>また、2 点目の入所者の高齢化に伴う、長期入院、特養入所、死去による退所が年々増えているという状況もございます。</p> <p>3 点目、入所対象者の意識の変化ですが、地域でのご相談事例の中で、入所した方が良いと考えられる方もいらっしゃるんですが、ご本人が施設はちょっと閉じ込められて自由もないし、他の入所者との関係がおっくうというような理由で断られるケースが多々あるということでございます。</p> <p>②入所者の状況ですが、高齢化に伴い要介護認定を受けている入所者が半数以上ということで、こちら令和 6 年度の 13 人に対しまして 9 人の方が要介護認定を受けているという状況でございます。</p> <p>③施設の課題としまして、1 点目は、築 40 年が経過しており、施設の老朽化がございました。また、昨年度、施設の空調が故障してしまうという状況もございまして、各設備の保守が喫緊の課題となっております。</p> <p>2 点目、昭和の建物ですので、間取りが 2 人部屋になっており、最近ではプライバシーの関係で個室のほうがいいというお考えの方が多いと思いますが、それが施設の間取りとして出来ていないという状況もございます。</p> <p>④満寿荘の取組ですが、令和 6 年度からは入所者の地域移行ということで、養護老人ホームの開設当時等は、満寿荘に入所すれば人生の最期まで住めるんだというイメージがあったんですが、厚生労働省から、養護老人ホー</p>
-----	--

	<p>ムについては、1度入所はしていただくけれど、そこで生活等を立て直して、支援をつけながらの在宅生活、地域に戻っていきこうということで進めておりました、それを地域移行と呼びますが、令和6年度はその影響もあって、退所者数が増えているというような状況でございます。</p> <p>また、令和7年度からは、入所が必要な方の支援に際し、病院や地域包括との連携を強化いたしまして、例えば、夏場に一旦病院に入院された方ですが、自宅に戻ったときにクーラーが故障している方であったり、骨折で入院をしてすぐに退院する必要があるけれども、少し在宅生活に戻るの不安だというような方について、短期入所という形で受入れをしていく取組を進めております。</p> <p>令和7年度はこの取組もございまして、本日時点ですが、短期入所の利用者数は13人まで伸びているという状況がございます。</p> <p>最後に(5)今後求められる養護老人ホーム機能と役割ですが、資料の(2)養護老人ホームのニーズであったり、施設の老朽化等も踏まえ、本市の養護老人ホームをどういった形で運営してしければいいのかということ、今後ワーキングチームや専門家の方のご意見をいただきながら、検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>ご報告は以上です。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今の報告について、ご質問やご意見ございますでしょうか。</p> <p>特別養護老人ホームは訪れたり、ご存じの方が多いと思いますが、もともとは養護老人ホームがあつて、その特別版ということで、特別養護老人ホームが出来たんですが、中々ご存じない方が多いと思います。</p> <p>ちなみに、例えば令和6年度の在籍数13人のうち、市外の方は何人ぐらいいらっしゃるんすかね。</p>
事務局	<p>市外の方は6名だったと思います。半分は市外から措置されてる方です。近隣では伊丹市、宝塚市、猪名川町、遠方は神戸の東灘区の方がいらっしゃいます。</p>
会 長	<p>逆に川西市民の方で市外の養護老人ホームに入所されてる方もいらっしゃいますね。</p>
事務局	<p>そうですね。実際にコロナの関係で満寿荘へ入所できなかった時に、箕面市の養護老人ホームに3~4名入所させていただいたり、目の見えない方は満寿荘で対応が出来ないので、高槻市であったり、淡路島、奈良県の盲養護老人ホームへお願いしているところです。</p>

<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>特別養護老人ホームは介護保険で要介護認定を受けた人が申請、契約をして入所されますが、これは措置施設という説明なんです。</p> <p>措置施設というのは、市長の権限で入所決定する、そういう施設を措置施設と呼んでおり、自分が申請して入所できるわけではないという、市長の決定がないと入所出来ないという施設です。</p> <p>旧の 2000 年までの制度が養護老人ホームはそのまま残っているという事ですね。</p> <p>今後のあり方について、今市で検討されているというご報告でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>この部分について、また副会長からコメントをいただいておりますのでご紹介させていただきます。</p> <p>私の先程の説明の中で、地域に戻す中間施設というような表現がございましたが、これに関して、個人的にはいいと思いますが、そのベクトルだけに偏らないように丁寧に議論してくださいということでご意見いただいております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本来の目的を重要視しなさいというご意見かと思えます。ありがとうございます。</p> <p>それでは次に（２）高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料 4 をお手元をお願いいたします。</p> <p>はじめに、Ⅰ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要についてです。</p> <p>高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画ですが、3 年ごとに改定をしております、令和 8 年度が改定の年、令和 9 年度から新たな計画の期間ということになっております。</p> <p>この計画を策定するために、この資料にあります通り、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をさせていただきました。その速報が上がってきたということでご紹介をさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 調査の目的ですが、要介護状態になる前のリスクや社会参加を把握し、地域の抱える課題を特定することなどを目的としております。</li> <li>2. 実施の概要ですが、調査対象者といたしましては、令和 7 年の 12 月 1 日現在で、要介護認定を受けていない一般高齢者、総合事業対象者、要支援認定者に限らせていただいております。対象数は 4,000 人で、調査期間は令和 8 年 1 月 26 日から 2 月 10 日までとし、郵送による配布回収を行いました。</li> <li>3. 回収結果ですが、表の真ん中の有効回収数が 3,163 件ということで、有効回収率 79.1%、約 8 割の方にお返しをいただいたというところでございます。</li> </ol>

	<p>続きまして、Ⅱ 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定予定についてです。</p> <p>令和8年5月から6月にかけて、事業所のアンケートを行います。</p> <p>また、7月に介護保険運営協議会を行いまして、第9期計画の進捗状況報告と、10期計画の骨子案の協議をいたします。</p> <p>その後、10月に同じく介護保険運営協議会で計画素案の協議いたしまして、11月には計画案の協議、12月には市議会へ計画案の説明を行うという予定になっております。</p> <p>そして、年明け令和9年1月の上旬にパブリックコメントを実施をいたしまして、下旬には介護保険運営協議会で介護保険料の協議に入っていきます。</p> <p>2月の下旬に、市議会へ介護保険条例の改正案を上程いたしまして、3月の下旬には介護保険運営協議会で、計画策定の報告を行うという予定となっております。以上がご報告となります。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>有効回収率が高いですね。大体この半分か50%ぐらいですけども、8割回収できているという。</p> <p>これについて何かご質問とかございますか。</p> <p>これから計画をつくるという話ですので、予定でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは次に(3)「川西市障がい者プラン2029」の中間見直し及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定についてについて、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>障害福祉課からご報告させていただきます。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>現在計画期間中であります「川西市障がい者プラン2029」ですが、令和6年度から計画がスタートしまして、令和11年度までの6年間で計画の期間となっております。</p> <p>令和8年度末で計画期間の半分の3年が終わるということで、この3年を評価する中間評価を令和8年度に行う予定としております。</p> <p>それに伴いまして、障がい福祉計画と障がい児福祉計画、これらが3年間で計画期間として計画されており、これらも同じく令和8年度末で計画の期間が一旦終了しますので、新たな計画を9年度からスタートさせるために令和8年度中に計画の見直しを行うという流れになっております。</p> <p>この計画の中間見直しについてですが、基本的に計画全体の大きな改定というものは予定しておらず、基本目標ごとに定められている活動指標の目標値を見直したり、国から出された基本指針に沿った修正をおこなったり、成</p>

	<p>果目標や各サービスごとの必要な見込み量の改定を主に行う予定としております。</p> <p>また、計画の改定や中間見直しにあたりましては、障害者施策推進協議会や障がい者自立支援協議会といった会議体がございますので、そちらにご意見をお聞きしながら計画の見直しを進めていくというような流れになっております。説明は以上です。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>これについてご質問や意見ございますでしょうか。</p> <p>こういった計画の見直しが予定されているという報告でございました。</p>
会 長	<p>それでは、次第4その他に移ります。</p> <p>せっかくの機会ですので、委員の皆様方からお話しされたいことや、日頃の取組等について、他の委員の皆様のご参考となるお話などがあればご発言いただければと思います。</p> <p>川西市の社会福祉について感じていること、意見などでも結構でございますので、ご発言いただければと思います。</p>
委 員	<p>障がい者の計画について、いつも立派な計画を策定いただいて、拝見させてもらっています。わかりやすい帯グラフで何%とか、見やすくはありますが、果たしてそのデータが本当のところから出発した%になってるんだろうかとか思うこともあります。実はその上積みだけ見た、それに対してのデータという場合もあるのではないかと思います。</p> <p>他の面でも、お話を今日聞かせていただいて、会員の中で40代ぐらいの世代のお母さんで、兄弟が発達障がいなんだという方がいます。今の若い世代のお母さん達はちゃんとそれを言えるんです。</p> <p>でもご近所で、明らかに引きこもりだなんていう方の家があるけども、一切近所の人にもそのことは言わないし、おそらくそのご両親は軽い発達障がいがあったとか、きっと今だったらそう言われたりするけど、80代世代の40代のお子さんは、そういうことを言われずに、学校を卒業されたのかどうかはわからないけども、そうやって生きてこられている。</p> <p>親御さんはおそらく自分の子は障がい者とは思っていない。近所の方もそれについては触れてないし、あとはそのご両親が動けなくなるぐらい高齢になったときに初めて行政の方に言ってくる、そういう問題じゃないかなと思います。</p> <p>だから重層的なこの支援で様々な機関が集まってっていうのは、本当にご苦労なことだなあと思って聞いておりました。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>

<p>会 長</p>	<p>これは最初のほうにも話が出ていましたが、見えない、隠れている、わからない、そういう潜在している本当の問題、そこまでちゃんと掘り下げておられるのかというご意見であったと思います。</p> <p>なかなか困難な問題ではありますが、今もおっしゃったように、若い世代の方は障がいの受容といいますか、それが出てきているというのは、やはり社会の色々な取組が進められてきたので、そのよう状況になってきているのかなと思います。</p> <p>おっしゃった80代の親御さんの場合は、自分の家にそういう障がい者がいるということを世間から隠しておられるような時代の、そういう時代が長く続いたわけですが、それが少しずつ改善はされて来てるんですが、そこら辺の踏み込んだデータの分析も必要ではないかというご提案でした。</p>
<p>会 長</p>	<p>私の方から1点、事務局に確認をしておきたいと思います。</p> <p>今介護保険と障がいの計画の話はございましたが、これまでの計画の進捗状況、例えば、計画通りに進んでるのか、予定されていたその施設は整備されているのか、あるいは、認知症基本法が出来たけれども、その新しい法律に基づいた施策は予定通り実施されているのか、介護保険料はどのようなのかとか、障がいの計画についてもそうですが、そういった内容についてもこの審議会でご報告を受けるべきだと考えておりますが、それはいつ頃になるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>計画の進捗状況の報告につきましては、福祉関連計画全て揃えまして、大体毎年夏頃、おそらく7月頃には実施出来たらと考えております。</p> <p>またご案内をさせていただきますので、委員の皆様よろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告については夏頃予定されているということですので、その時には実施した内容について委員の皆様のご意見をいただければと思っております。</p> <p>他にご意見無いようですので、これで本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>会長どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様におかれましても長時間にわたりまして、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>本日頂戴いたしましたご意見につきましては、今後福祉事業の運営に際しまして反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、本日お車でお越しの方につきましては、駐車券の無料処理をさせて</p>

	<p>いただきますので、お帰りの際事務局の職員までお申出いただきますよう よろしく願いいたします。</p> <p>それでは以上をもちまして、令和7年度第2回川西市社会福祉委員会を閉 会させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
--	---